

新規業者及び承継人の指名停止処分の取扱いについて（お知らせ）

令和元年11月27日

新規で競争入札参加申請を行う業者（以下「新規業者」という。）及び商法（明治32年法律第48号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定による事業承継等をした業者（以下「承継人」という。）の指名停止処分の取扱いについて、以下のとおり見直しを行います。詳細は次ページ以降をご参照ください。

なお、適用開始日は令和2年4月1日からとなります。

- 新規業者が有資格者名簿登載日前の2年間のうちに、指名停止基準に該当することが確認された場合、有資格者名簿登載日から岡山市指名停止基準に規定する期間を指名停止とする。

- 指定業者であるとき（有資格者名簿登載時又は有資格者名簿が未更新で更新月の翌月から10か月以内の期間）に指名停止の原因となる事案が発生し、承継人が指名停止の原因となる部門を譲り受け、入札参加資格についても引き継いでいる場合、承継人に対しても指名停止を行う。

問い合わせ先

財政局財務部契約課

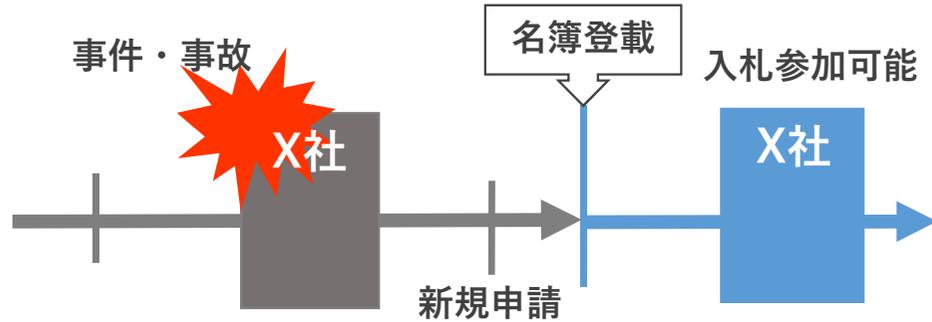
管理係

直通 803-1194

ア. **新規**で競争入札参加申請を行う業者が、
過去に指名停止基準に該当する事件・事故を起こしていた場合

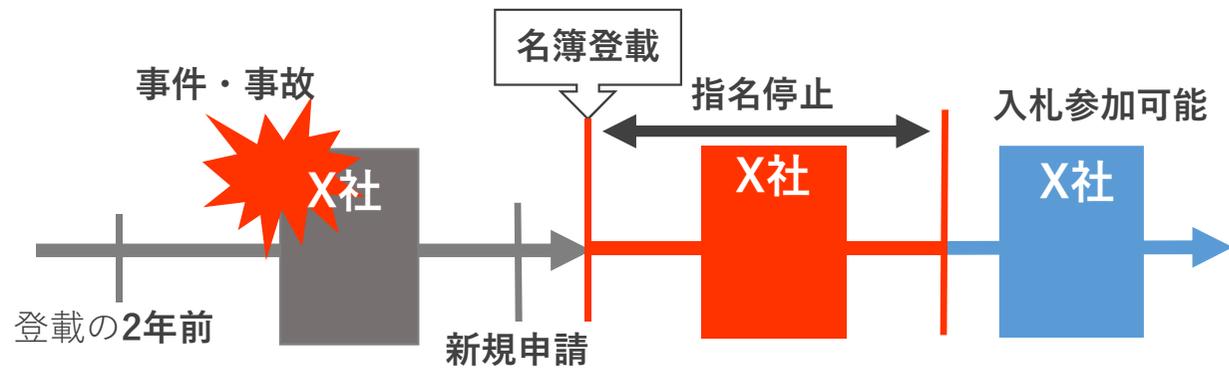
現 状

処分なし。指名停止の対象は
指定業者のみであり新規業者
は指名停止処分を受けない



見直し後

過去2年間のうちに該当が
あれば有資格者名簿登録日
から新たに指名停止処分
を行う



イ.指名停止基準に該当となる事件等を起こした指定業者から商
法又は会社法の規定による**事業承継**等をした場合

現 状

指名停止を現に受けている指定業者から承継した場合にのみ、承継人にも指名停止処分を行う。



承継

承継後に
X社の
不正発覚！
事件



X社からY社へB事業承継。
その後B事業におけるX社の不正が発覚し法的処分を受けた。
(事件時X社は指定業者)



見直し後

指名停止該当事業の入札参加資格を承継した場合に限り、承継人に対しても指名停止処分を行う



承継

承継後に
X社の
不正発覚！
事件



X社からY社へB事業承継。
その後B事業におけるX社の不正が発覚し法的処分を受けた。
(事件時X社は指定業者)

